

2021年3月17日

企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見提出の件

弁護士・公認会計士 中村慎二

このたび公表されました企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」といいます。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

【意見】

質問1に関連し、以下の理由により、本公開草案24-2項の規定が不明確であり、読み方によっては内容が矛盾する可能性があるため、明確化・修文をご検討いただきたい。

1. 関連する規定の整理

「本公開草案の概要」には

- ・「市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。」
- ・「また、市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とすることを提案している。ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではないとしている。」

と説明があり（下線は意見提出者による）、これに沿って、本公開草案24-2項が提案されている。

これを受けて、本公開草案24-2項は、

「投資信託財産が金融商品である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。」と規定している。

しかし、同項は以下の理由により、適用対象となる投資信託の範囲が明確ではなく、解釈次第では矛盾が含まれているように思われる。具体的には、以下2. から4. において異なる3つの解釈を試みたが、どの解釈によっても不合理な点が残ると考えた。よって再度検討のうえ、本公開草案24-2項の趣旨および適用場面の明確化をお願いしたい。

2. 解釈の可能性①：解約金額＝「市場における取引価格」ではないのか？

まず、意見を述べる前提として、本公開草案24-2項における「市場における取引価格」の意義を整理する。

これについては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）37項が「インプットが観察可能となる可能性のある市場」としては、例えば、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等がある。」（下線は意見提出者による。）と規定していることから、特に断りがなければ、相対市場は時価算定会計基準および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」上の「市場」に含まれると考えるのが自然である。

また、投資信託の解約等は、投資家からみれば、保有する投資信託を売却するのと同様、投資信託という資産と引き換えに金銭を得るものであり、相対市場における取引であると考えられるのが自然である（反対説については後記4. で検討している）。

このため、基準価額により解約する機会が確保されている投資信託は、その基準価額が時価算定会計基準5項の時価に該当すると考えるのが、現行の時価算定会計基準の解釈として妥当であると思われる。

このように、本公開草案による改定（追加）を待たず、ある投資信託の基準価額が時価算定会計基準上の時価に該当するのであれば（つまり、本公開草案24-3項と異なり、24-2項が確認規定にすぎないのであれば）、当該投資信託については、相対市場における解約等という取引の価格が基準価額として提示されている、つまり「基準価額」が「市場における取引価格」として整理するのが適当ではないかと考えられる。

このように考えると、24-2項が「市場における取引価格が存在せず」と規定しているのは論理矛盾ではないかと思われる。

3. 解釈の可能性②：そもそも、「市場における取引価格」の有無は関係ないのではないか

なお、本公開草案 49-2 項は、「会計基準第 5 項に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。」と定めている。

よって、同項の「市場における取引価格が存在する場合」は「上場している投資信託」またはこれに類する取引市場（たとえば店頭取引市場に類似するもの）において取引される投資信託に限るという解釈も不可能ではない。

そのような解釈に立つ場合、同項にしたがって、基準価額を時価とするのが適切であると考えられる理由は基準価額によって投資信託を解約し換金することができるからにほかならない。そうであれば、「市場における取引価格」の有無は結論とは無関係である。そのため、この解釈に立つ場合は、24-2 項に「市場における取引価格が存在せず」の要件は不要であると思われる。

（注）なお、上記のように、24-2 項から「市場における取引価格が存在せず」という要件を外した場合、上場された投資信託について、取引所における取引価格が存在するにもかかわらず同項により基準価額（取引所における取引価格とは異なる可能性がある）がつけに時価となってしまう、取引所における取引価格を時価とすることを制限しているかのようになってしまうという批判があるかもしれない。

しかし、仮に上場され、かつ基準価額による解約等も認められる投資信託を考えた場合、このような投資信託について「取引所における取引価格」と「基準価額」とのどちらを時価とすべきかは、当該投資信託の保有者たる企業にとってどちらの市場が「主要な市場」または「最も有利な市場」であるかによって決めるのが時価算定会計基準の考え方であると理解している。したがって、このような「主要な市場」または「最も有利な市場」の判定なしに、上場投資信託について基準価額を考慮することなく、ただちに取引所における取引価格が時価であると断定してよいのか否かも含めて、基準価額を時価とすることが適切である類型を整理し直すことをご検討いただきたい。

4. 解釈の可能性③：そもそも、解約等の価格が「市場における取引価格」でないのであれば 24-2 項は創設（みなす）規定

これまでの解釈とは異なり、第 3 の解釈として、投資信託の解約等は市場における取引ではないから、基準価額で解約等ができるとしても、解約等の価格が「市場における取引価格」には該当しないから、24-2 項を設けたと考えることも不可能ではない。

しかし、このような解釈をするということは、基準価額は、時価算定会計基準 5 項の時価に当然には該当しないところ、本公開草案 24-2 項の規定によってはじめて基準価額が時価に該当するという新たな規定を創設したこととなる。なぜなら、仮に 24-2 項が、基準価額が既存の時価算定会計基準 5 項の時価の定義に照らして当然に時価に該当することの確認規定にすぎないのであれば、同項の定義によれば時価は「市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格」であるから、基準価額もこのような意味での価格に当然該当するという判断に基づくことになる。しかし、この基準価額がこのような価格に該当するということ、解約等を「秩序ある取引」と認定したことにはほかならない。にもかかわらず、基準価額が「市場における取引価格」ではないと判断することは論理矛盾であると思われる。

したがって、投資信託の解約等が市場における取引ではないと判断するのであれば、基準価額が時価であるという結論は既存の時価算定会計基準からは導くことができない。そのため、本公開草案 24-2 項は 24-3 項と同様に創設規定であり、「基準価額を時価とみなす」というみなし規定に改める必要があるのではなからうか。そして、「コメントの募集及び本公開草案の概要」の別紙 1 のフローチャートにおいて、適用指針 24-2 項が適用される場合（一番下の段の、左から 2 つ目のボックス）は、「時価算定会計基準に従った取扱い」ではなく「基準価額を時価とみなす」という別類型として整理する必要があると考える。

5. まとめ

以上のとおり、本公開草案 24-2 項は以下のいずれかの理由により疑問があり、規定の明確化または修正が必要と考える。

- ・時価算定会計基準に照らして投資信託の解約等が市場における取引であると考えれば、24-2 項が「市場における取引価格が存在せず」と規定しているのは論理矛盾であり（上記 2. 参照）
- ・「市場における取引価格」が取引所市場等の相場に限定される趣旨であれば、24-2 項の適用要件が（そのような意味での）「市場における取引価格が存在しない場合に限定されているのは不正確であり（上記 3. 参照）
- ・投資信託の解約等が市場における取引でないと考えるのであれば、基準価額は厳密には現行の時価算定会計基準 5 項の「時価」には該当しないというべきであるから、24-2 項の「基準価額を時価とする」のは既存の「時価算定会計基準に従った取扱い」では説明できず、創設規定（基準価額を時価とみなす）であることを正面から認めるべきである（上記 4. 参照）

以上